

事 務 連 絡

平成31年1月21日

各建築設計関係団体等の長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準
の改訂について

日頃より、建築行政の推進にご理解ご協力賜りありがとうございます。

本日、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）を公布・施行いたしました。

業務報酬基準については、定期的な見直しを行うべきものであることに加え、旧基準が制定されてからの約10年の間に、建築物の設計・工事監理業務は多様化・複雑化し、また、建築主等からの設計等の業務に対する要求水準が高まるなど、建築士事務所の業務環境は大きな変化が生じています。

こうしたことを背景に、平成29年3月に建築設計関係団体から国土交通大臣宛に実態に即した業務報酬基準へと見直すよう要望があったことなどから、中央建築士審査会の了承を得て改正作業を開始し、本日改訂に至りました。

適正な業務報酬による建築士の業務の健全化、建築物の質の向上のために、貴団体におかれましては告示の内容をご承知おきいただくとともに、貴団体所属の関係する事業者、団体及び建築士に周知して頂きますようお願い申し上げます。